



加しき

広報

第132号

42.12.10発行

発行所 加治木町役場
 発行者 曾木隆輝
 担当者 向江巧
 編集者 中元邦夫
 印刷所 吉屋印刷

全ご家庭に、もれなく配布

投票区	男	女	計	投票所
第1投票区	1,833	2,324	4,162	町役場
第2投票区	731	967	1,701	性応寺
第3投票区	1,432	1,878	3,310	錦江小
第4投票区	350	409	750	永原小
第5投票区	111	123	234	ひなば館 公民館
第6投票区	176	199	375	鎮守小
第7投票区	620	712	1,332	竜門小
第8投票区	160	183	343	中野小
計	5,421	6,786	12,207	

町の有権者は

加治木町の有権者について調べてみますと、永久選挙人名簿登録者は昭和四十二年九月三〇日現在で二一、二〇七人です。これを投票区別に見ますと次のようになります。ご参考まで。

第一回創意くふう

発明展開かる

好意による特志寄付

十日に開催された町民文化祭の折、町内小、中学校児童、生徒の創意くふう発明展が、図書館で催され、約百点が出品されたが、文化祭に参加した人々の目をひいたこの発明展は、前山新内町議のあつせんで、某氏（特に匿名）からいただいた壹万円のお金をもとにして開かれたもので、子どもたちの創造力、着想力を育てるための作品ばかりでなく、来年度は一般の人たちの作品も出品していただきたいものです。

このご好意に紙上を通じ、厚くお礼申し上げます。

街路灯（防犯灯）の取付けには

- ① 特別にさしつかえがない場合は九州電力の電柱に取付けられますので、もよりの営業所の窓口または、お知りあいの電気工事店にお申し込みください。
- ② また、別に小柱を建てて街路灯を取付けられるときは、お知りあいの電気工事店にお申し込みください。

(注) 特別なさしつかえ……電柱に街路灯を取付けたため電柱にのぼって作業をすることができない場合があります。

茶の間メモ

◎ テレビ・ラジオを

新しくおとりつけになった方へ

▼新しくテレビ、ラジオをおとりつけになった場合、NHKと結んでいただく受信契約は、部屋など受信機をおとりつけになった場所ごとにそれぞれ契約していただくのが原則になっております。

ただ、同じ住まいで家計もいっしょというつまり一世帯の場合はお宅の大きさや部屋の数に関係なく、おうちの中でテレビ、ラジオを何台おとりつけになっても一つ

の契約でよいことになっております。

またお届けがお済みでないご家庭はお近くの郵便局、電力会社、ラジオ店にお申し出ください。またNHK鹿児島放送局へ直接、電話、ハガキなどでお知らせくださっても結構です。

▼火災予防：空気が乾燥しています。おそろしい火災シーズンです。絶対に火災をおこさぬよう気をつけましょう。火災は火の不始末による人災です。

▼年賀状は早目に：十五日から十二日まで。お早く、この際お宅の表札をはっきりとした文字で書いておきましょう。町名番地も、できれば家族全員の名前もいれておいてください。

加 治 木 町 民 憲 章

- 一、わたしたち加治木町民は心を豊かにして平和な町をつくります。
- 一、わたしたち加治木町民はきまりを守って明るい町をつくります。
- 一、わたしたち加治木町民は力をあわせて清潔な町をつくります。
- 一、わたしたち加治木町民は元気で働き豊かな町をつくります。
- 一、わたしたち加治木町民は楽しい家庭をつくり町のよい子を育てます。

さきに、わたしたちは町民憲章を制定し、町民としての生活目標を定めました。
 新年を迎えるにあたって、この町民憲章の精神を生かし、町民一人一人がつよい自覚の上に立って、
 公共心を高め、生活の合理化に努力し、青少年の健全な育成のために全町民の力をあわせ、明るい豊
 かな加治木の町をつくりましょう。

年 末 年 始 の 生 活 目 標

- 忘年会、新年会の自しゆく（午後9時のサイレンで終る）
- 門松は枝松（門松カード）を使用
- 年始あいさつは戸別訪問をやめ合同年始会へ
- 記帳生活の実行（家計簿・経営簿）
- 贈答品は虚礼を廃して真心のこもったものに
- 正月料理は心のこもった温かい手料理で
- 買物は町内商店で。
- 歩行者も運転者もお互い交通規則を守ろう。
- 助け合い運動への協力。

青少年の 保護育成

- すべてのおとなが姿勢を正して町のよい子を育てましょう。
- 子ども中心で楽しい正月を送りましょう。
- 反省や計画を家族ぜんぶで話し合ひましょう。
- よい本やよいテレビ番組を選んで見せましょう。
- 規則正しい生活をさせましょう。（夜間外出、アルバイト禁止）
- おとなも子どもも外出する時は必ず行く先をはつきりと。

防 防 犯 火

- 外出する前には戸締りを!!
- 自動車、自転車にもカギを!!
- 安全でももう一度火の点検。
- 子どもの火遊びにも注意。

交 通

- きそくを守って正しい歩行を。
- のんだら乗るな・飲むなら乗るな。
- 運転者には飲ませぬ。飲ませたら乗せぬ。
- 三悪追放に協力。
（飲酒、スピード、無免許）

正 月 の 行 事

- | | | |
|---|--------------|--|
| <p>七 〇 校区、部落合同式へ全員参加。</p> <p>草 〇 合同式へは学童服（普通服）でノ</p> <p>祝 〇 おとなの祝でなく子ども中心にノ</p> | ↓
……
↑ | <p>成 〇 1月15日午前9時30分
加中体育館で……</p> <p>人 〇 式にはできるだけ質素な服装でノ</p> <p>式 〇 昭和22.1.16～昭和23.1.15に生まれた
人が該当します。</p> |
|---|--------------|--|